

令和 8 年度第 1 回岩手県私立学校審議会議事録

日時 令和 8 年 7 月 21 日 (火)

13 : 30 ～ 14 : 15

場所 エスポワールいわて 1 階 小会議室

令和8年度第1回岩手県私立学校審議会

1 開催日時 令和8年7月21日(火) 13:30～14:15

2 開催場所 エスポワールいわて 1階 小会議室

3 出席者

〔私立学校審議会委員〕

浅見 剛 文 委員 曾 根 美 砂 委員 龍 澤 尚 孝 委員

高 橋 聡 委員 佐 藤 博 委員 天 間 正 継 委員

新 田 亮 一 委員 佐々木 栄 光 委員

〔県〕

村上ふるさと振興部長 内城ふるさと振興副部長兼ふるさと振興企画室長

木村学事振興課総括課長 竹原主幹兼私学振興担当課長

千葉主査 千原主任 半田主任

4 欠席者

須 川 和 紀 委員

5 署名委員

浅見 剛 文 委員 龍 澤 尚 孝 委員

6 会議の状況

別紙のとおり。

1 開 会

○木村学事振興課総括課長

定刻となりましたので、ただいまから、令和8年度第1回岩手県私立学校審議会を開会いたします。

私、学事振興課の木村でございます。議事に入るまでの間、暫時進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2 出席者の確認

○木村学事振興課総括課長

初めに、委員の出席状況について御報告をいたします。

本日は須川委員が欠席されておられます。委員10名中9名に御出席いただいておりますので、岩手県私立学校審議会運営規程第5条に定める定足数に達しており、本日の会議が成立いたしますことを御報告申し上げます。

なお、岩手県私立学校審議会運営規程第6条により、議席はあらかじめくじで定めること、とされており、皆さまお座りの議席については、事務局におきまして、あらかじめくじを引かせていただき、名簿につきましても、議席順に記載させていただいておりますので、御了承をお願いいたします。

それでは、村上ふるさと振興部長から御挨拶を申し上げます。

3 挨 拶

○村上ふるさと振興部長

皆様お忙しいところ、御出席いただきましてありがとうございます。岩手県ふるさと振興部長の村上と申します。まずは、今年度から委員に新任、または再任という形で改めて御就任をいただきました皆様、忙しい中、委員就任に御快諾いただきまして、本当にありがとうございます。

この審議会ですが、昨年度から触れておりますけれども、今年度は高校無償化の取組が始まりまして、昨年度から準備をしてきたわけですがけれども、実際に高校無償化が始まり、都会の方ではだいぶ私立学校に生徒が流れるんじゃないかといったようなことで懸念をされておりました。実際ですね、4月の年度が明けて、各学校の入学者等の話を聞いていますとですね、学校によって様々ありまして、例えば報道でも触れられておりましたけれども、盛岡白百合学園高校では男女共学となり入学者が増えたこと等、個々に見える理由がありましたけれども、私立高校全体でみると、それほど大きな変動はなくてですね、岩手ではそこまで私立学校に偏るといった、極端な状況は今のところ見られていないかなというふうに思っております。

そんなこともあって、県の方では高校無償化の関係予算も増えておりまして、6月補正予算でも、学校の物価高騰対策として補正予算を組ませていただいたりということで、私立学校がしっかりと学校運営していただけるような取組を、我々としても支援したいというふうに思っております。

今日の審議会ですけれども、専修学校の設置計画案が提出されておりまして、その内容につきまして、委員の皆様から御審議いただきたいというふうに思っております。様々な専門からの御見地が皆様おありですので、忌憚のない御意見を賜れば幸いです。本日はどうぞよろしくお願い致します。

○木村学事振興課総括課長

議事に入ります前に、本年4月1日付けで県の人事異動がありましたので、改めて、私の方から職員を紹介いたします。村上宏治ふるさと振興部長でございます。内城仁副部長兼ふるさと振興企画室長でございます。竹原主幹兼私学振興担当課長でございます。千葉主査でございます。千原主任でございます。半田主任でございます。私は、学事振興課総括課長の木村真智でございます。よろしくお願いいたします。

また、本年6月30日をもって5名の委員が任期満了となり、委員に異動がございました。新しい体制で初めての審議会ということになりますので、お手元の審議会資料の2ページ目に添付しております、岩手県私立学校審議会委員名簿により、議席番号順に御紹介いたします。浅見剛文委員です。再任でございます。曾根美砂委員です。龍澤尚孝委員です。新任でございます。高橋聡委員です。佐藤博委員です。新任でございます。天間正継委員です。再任でございます。新田亮一委員です。八木橋美紀委員です。新任でございます。本日御欠席ですが、須川和紀委員です。佐々木栄光委員です。どうぞよろしくお願いいたします。

4 議 事

(1) 会長及び会長職務代理者の互選

○木村学事振興課総括課長

それでは、議事に入りたいと存じます。はじめに、次第の4、議事の(1)、会長及び会長職務代理者の互選についてでございます。参考資料の1ページ、私立学校審議会運営規定を御覧ください。

岩手県私立学校審議会運営規定第3条第1項で、会議の議長は会長が務めるものとされておりますが、第2項において、会長の互選の時期は、会長が欠けたとき及び半数の委員が改めて任ぜられた時とする、と定められております。この度は、会長を含めた半数が改選となりましたことから、新たな会長の選任を行う必要がございます。

また、第4条に規定する会長職務代理者についても、会長に係る規定が準用されておりますことから、同様に、新たな会長職務代理者の選任を行う必要があります。

つきましては、新会長が選任されるまでの間、引き続き私が進行役を務めさせていただきます。

会長につきましては、私立学校法第11条第2項におきまして、会長は、委員が互選した者について、都道府県知事が任命する、とされております。

会長職務代理者につきましても、審議会運営規程第4条第1項におきまして、あらかじめ審議会の互選する委員がその職務を行う、とされております。

それでは、会長及び会長職務代理者の互選に入らせていただきます。まず、選任の方法についてお諮りします。いかが取り計らったらよろしいでしょうか。

(発言なし)

○木村学事振興課総括課長

それでは、御発言がないようですので、事務局から案をお示ししてもよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○木村学事振興課総括課長

それでは、御異議がないようですので、竹原課長から事務局案をお示しいたします。

○竹原主幹兼私学振興担当課長

事務局案としましては、会長は佐藤委員に、会長職務代理者は、前期に引き続き、高橋委員にお願いしたいと考えております。

○木村学事振興課総括課長

会長は佐藤委員、会長職務代理者は高橋委員という案でございますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

○木村学事振興課総括課長

それでは、御異議がないようですので、会長は佐藤委員に、会長職務代理者は、高橋委員にお願いいたします。

なお、慣例によりまして、会長には、各都道府県の審議会から1名選出することとされている、全国私立学校審議会連合会の理事も兼ねていただいておりますので、御了承ください。

会長に選出されました佐藤委員は、会長席へ御移動いただき、一言、御挨拶をお願いいたします。

○佐藤委員（以下、佐藤会長）

当審議会の会長を仰せつかりました。委員の皆様の御協力を仰ぎ、円滑な審議会の運営と、それから本県の私学振興に貢献できるよう努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○木村学事振興課総括課長

ありがとうございます。それでは以後の議事進行につきまして、審議会運営規定第3条第1項の規定により、佐藤会長にお願いをいたします。

(2) 議事録署名委員の指名、会議の公開

○佐藤会長

まず、最初に議事録の署名委員を指名させていただきます。議席番号1番の浅見委員と、議席番号3番の龍澤委員にお願いいたします。

次に、当審議会の会議の公開について確認をいたします。当審議会につきましては、参考資料2ページにございます、県の「審議会等の会議の公開に関する指針」により原則公開で行うとされており、同指針3の会議の公開の基準に定める非公開事由に該当しないものと判断されますので、公開することといたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

○佐藤会長

それでは、本日の会議は公開といたします。なお、本日の会議録及び資料につきましては、同指針等により県のホームページに掲載されることとなっております。

(3) 協議事項の審議

議案第1号 専修学校の設置計画について

学校法人多文化共生学園 盛岡先端産業・ビジネス・IT 専門学校（仮称）（盛岡市）

○佐藤会長

それでは、協議事項の審議に入らせていただきます。

議案第1号、専修学校の設置計画について、事務局から説明をお願いいたします。

○竹原主幹兼私学振興担当課長

議案第1号について、資料No.1 審議会資料の3ページと合わせて、資料No.2 補足説明資料の1ページをお開き願います。

盛岡先端産業・ビジネス・IT専門学校の設置計画について御説明いたします。

今回お諮りする内容は、学校設置認可の前段階に当たる、設置計画の協議でございます。県といたしましては、計画内容の審査をいたしましたところ、専修学校設置基準に沿っているものと認められたことから、本日の審議会におきまして、委員の皆さまに御意見をお伺いするものでございます。

内容について御説明いたします。学校名は、盛岡先端産業・ビジネス・IT専門学校であり、本件設置計画は、当該学校を令和9年4月1日に開設しようとするものであります。学校設置を計画しておりますのは、昨年度設立されました学校法人多文化共生学園でございます。令和7年6月16日に北海道庁から、学校法人設立の認可及び専修学校設置の認可を受け、令和8年4月には北海道小樽市で「おたる国際福祉・観光専修学院」を開校しております。

資料No.2 補足説明資料の2ページをお開き願います。今年3月に開催した審議会において、当該法人が今年秋に開校を予定していた日本語学校の設置認可について、適当と認める旨の答申をいただいたところですが、当該法人が文部科学省に対する日本語教育機関の認可申請を取り下げたことから、新聞記事にもありますとおり、開校時期が1年以上遅れる見込みとなっておりますので御報告いたします。

資料No. 1 審議会資料の 3 ページにお戻り願います。当該学校の設置の目的は、「情報学科及びビジネス学科において、地域社会及び産業界が求める実践的人材を育成すること」とされています。設置する学科は情報技術学科とビジネス学科の 2 つであり、修業年限はともに 2 年、入学定員は各 80 人で、総定員は各 160 人、計 320 人の定員となっております。

教職員採用計画は、専任教員 7 名、兼任教員 6 名の教員計 13 名、専任職員 3 名の職員計 3 名、合計 16 名の体制を見込んでおり、教員数などの審査基準を満たすものであります。施設の計画については、後ほど御説明します。

資料No. 1 審議会資料の 4 ページをお開き願います。収支予算は、令和 9 年度の収入の部で、学生生徒等納付金収入 156,640 千円、手数料収入で 3,200 千円等となっており、支出の部では、人件費支出 38,076 千円、教育管理経費支出 68,311 千円等、次年度繰越支払資金 56,453 千円等となっており、開校年度から黒字を見込んでいるものです。

最後に施設の計画について御説明します。資料No. 1 審議会資料の 3 ページと資料No. 2 補足説明資料の 3 ページをお開き願います。校舎は、盛岡市中央通の盛岡ピカデリーという映画館があった中央ビルの一角を借用する予定で、土地については所有権の設定等を行わない予定です。資料No. 1 審議会資料の 3 ページの校地の面積は、当該ビルの敷地面積を記載しているものであって、当該法人が所有又は借用する土地の面積を指しているものではございません。

借用予定の中央ビルについてですが、資料No. 2 補足説明資料の 3 ページの 4 (1) の 3 点目に、当該ビルは令和 9 年 3 月 31 日まで改修工事の予定と記載しておりますが、直近の情報ですと、概ね 1 月末に工事は完了する見込みと聞いております。また、現時点では、契約書等のビル所有者が借用について了承したことを示す書類がなく、契約は来年の 1 月以降になる見込みとのことです。資料No. 1 審議会資料の 3 ページ、施設の計画の設置基準に記載しているとおり、校地校舎は原則自己所有、例外として、学校経営の安定性・継続性が担保できる見込みがあることを前提に、長期にわたり校地及び校舎を使用できる保証がある場合は借用も可としております。県といたしましては、認可に当たっては校舎の借用の保証が必要であることから、当該法人に対して、契約書等の長期の借用を保証する書類の提出を求めていると考えております。

続いて、校舎面積について御説明します。校舎面積は、875.7 m^2 となっています。専修学校設置基準においては、定員数によってその学校の必要な最低面積が決まるところ、当該学校を当てはめると、必要な最低面積は 1,060 m^2 となり、基準を満たしません。しかし、資料No. 2 補足説明資料の 3 ページの 4 (2) の 2 点目に記載していますとおり、専修学校設置基準には「ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。」という規定があり、特別な事情と教育上支障がないことが認められるのであれば、必ずしも設置基準で示す面積以上の面積でなくても良いとされています。

当該法人からは、このことを踏まえ、資料No. 2 補足説明資料の 4 ページにあるとおりの主張がなされ、ただし書の規定を適用する要件である「特別の事情」と「教育上支障がないこと」について、記載のとおり説明がされているところでございます。ただし書の規定を適用し、同時に校舎に存する最大人数 160 人、各科最大 80 人で計算すると、620 m^2 以上の面積が必要となります。県といたしましては、当該法人の主張や、特別の事情等の説明について、妥当であると考えことから、当該学校については、ただし書の規定を適用することとし、その結果、審査基準を満たすものと考えております。

以上が設置計画の概要でございます。本設置計画は、専修学校の設置の基準を満たしている計画となっておりますが、県といたしましては、校舎の長期にわたる借用を保証する書類の提出があるという前提のもと、専修学校設置の計画は妥当であると考えております。

今後の認可等の手続きについてであります。他の学校種同様２段階の審査を行っております。今回お諮りしております設置計画について、審議会の御了解が得られれば、９月に開催予定の私立学校審議会で２段階目の審査として、設置認可申請について、御審議いただきたいと考えております。

説明は、以上であります。よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

○佐藤会長

ありがとうございました。それでは審議の進め方でございますが、初めに、ただ今の説明に対し御質問をいただいて、その後に、本件の取り扱いについて御意見をいただくことしたいと思います。ただいまの説明に対し、質問等がございましたらお願いいたします。

○高橋委員

質問ということですが、今回の計画については県としては妥当であるということですが、規定の解釈についての見解を確認したいと思います。校舎面積について説明がありましたが、これについて特別の事情ということですが、今回掲げられているような事情というのは、特別の事情として運用されるのは、この規定の解釈として一般的なんでしょうか。

特に、一つそれに付随した質問として、細かいことなんですけれども、今回この学校の主張としては二部制であるということで、総定員の半分で計算するというのが妥当であるというのが法人の主張ですけれども、二部制で人が入れ替わるからということなんです。授業としては午前午後に人が入れ替わるっていう、授業としてはそれぞれ別々に設置されるんですけれども、午前に授業を受けていた学生が、午後になると完全に下校することが前提なんでしょうか。一応、色々な種類の学校がありますが、授業がない時間帯だからといって、学生が必ずしも校舎内から全くいなくなるというわけではなくて、いろいろな活動をしてたりすることもありえる訳なので。完全に下校するということが明確でない場合には、実際にはこの 160 人をかなり上回る人数が、校舎を利用しているということもあり得ると思いますが、この点に関してはどういう説明になっているんでしょうか。完全に下校するから 160 人以上は存在しないんだという解釈なのか、それとも、実際はそうじゃなかったとしても、その点はこの基準には当てはまらないのか。以上の観点から御説明をお願いします。

○竹原主幹兼私学振興担当課長

始めの御質問、この特別な事情が一般的なものかどうかということにつきましては、今回この件の設置される学校におきまして初めてのケースでございますが、一般的かどうかというところはちょっと判断ができないところでございますが、学校設置法人から文科省に確認したところ、特に問題がないという回答があったと聞いているところでございます。

また、午前と午後で二部制としていて、必ず下校するかどうかということについては、現在のカリキュラムにおいては、午前と午後が全く同じプログラムになっているということで、基本的には午前と午後別々の生徒が受ける運用と聞いておりまして、その運用につきましては、確実に定員の 160 人を守るような運用にさせていただくように、学校設置法人にはお

願いたいと考えているところでございます。

○高橋委員

承知しました。私の質問の主旨としては、前半は、いわばその立法趣旨として、この特別な事情ということに想定されているような範囲の事柄に、今回の件が含まれているのかということ。実際にそういう事があったというよりも、規定の趣旨として想定されている事由に今回の話は合致するのでしょうか、という趣旨で申し上げたわけですが、前例は必ずしもなくても、あえてこの規定を設けた趣旨にこれが合っているということが説明できればよろしいかと。

後半の説明に関しては、授業では確かに入れ替わるんでしょうけど、学校における学生の活動というのは授業のみに限らないと思うので、そういう意味でのダブリはないんでしょうかということで、実際に校舎に 160 人を大きく上回る学生が同時に活動しているという場合には、あくまでも今回のこの定員というのは授業のみの規定なのだという解釈であり、授業以外については関知しないということであれば、その質問としては分かったと思います。そういうことでよろしいでしょうか。

○木村学事振興課総括課長

御質問についてお答えします。まずこの規定の定員部分についてですが、基本的には授業の定員数でみるということで、そこが基本になりますので、そういった意味では、今回その特別な事情ということで、校舎にいる学生全員をみて、今回その特別な事由に当たるのかどうかというところでございますが、やむを得ないと言いますか、授業の中でその人数を見ていくということについては好意的な解釈があると考えておりますので、そういった意味から特別な事由があつてやむを得ずこういった形の面積でも運用ができるという判断をしているということでございます。

○高橋委員

承知した。

○佐藤会長

ありがとうございます。他に御質問等ございますでしょうか。

○龍澤委員

設置基準のところに、校地校舎は原則として自己所有であること、例外として学校経営の安定性、継続性の見込があることが前提ということで書かれていますけれども、この学校法人多文化共生学園は 2025 年に設立されたということと、今年の 4 月でしょうか、小樽で学校を開校されたということで、その時の入学者が 21 人で、全員外国人という形で報道されていたと思います。実際に、小樽でも入学定員が 160 人で、そこに 21 人ということで、初年度ということもあるのかもしれませんが、かなり大きく定員が充足してない状況になっていて、こういう状況で、安定性、継続性っていうのが担保できるというふうに見込める根拠みたいなものがあるのかということがまず一つ質問をしたいところでございます。

また、審議会資料の4ページでありますけれども、収支予算がございまして、9年度10年度それぞれに収入が書かれておりますけれども、これはあくまでも定員がフルに埋まる想定になっているということと、9年度10年度それぞれ、いわゆる収支差額比率、企業でいうとこの利益率ですけれども、9年度が40%以上、そして10年度が60%以上ということで、ちょっと普通の学校経営ではありえないぐらいの利益を見込んでいらっしゃるのかなということで、こういったところも含めてですね、先ほど申し上げた安定性とか継続性を含めて、十分なマーケティングリサーチ等含めて行っていらっしゃるのかということについて疑問に思っているところでございます。

○竹原主幹兼私学振興担当課長

学生の定員確保の関係ですけれども、学校設置法人からは、この本校の募集体制として、学校法人多文化共学園の関連企業であります、株式会社JSC及びその海外の提携校の協力のもとに、人材派遣企業を通して、留学生については海外からの生徒受け入れ体制が整っている、また日本生徒については、募集範囲を全国まで広げてSNS等のプロモーション活動を通じて生徒募集を行っていくというふうに聞いているところでございます。

経常収支につきましては、現在想定されている収支ということで、生徒数が最大の人数で予測を立てて、経常収支を出しているというところでございまして、これにつきまして、学校設置計画といたしましては、学校法人がそういう見込みを立てているというところで現在提出されておりますので、今後の生徒募集の関係も含めまして、認可申請の際までに再度見直し等を行って提出いただくように働きかけていきたいというふうに考えております。

○佐藤会長

他に御質問ございませんでしょうか。

○佐々木委員

先ほどの特別の事情、あるいは、教育上支障がないというケースに該当するしないの御質問があったが、その中で、校舎面積については、定員の解釈で、予定している160人はその解釈を用いると、面積が変わってくるというところで、当該学校法人が文科省に確認したところ問題が無いとおっしゃっていたところだけれども、特別な事情に該当するしないを含めて、県としては文科省への確認はされているのか。

○竹原主幹兼私学振興担当課長

県としましては、文科省に関してこの件について直接確認をしておりません。その前に、今回のその法人が主張している理由を、県が確認し、問題ないと、特別な事由に該当するものと判断しております。

○村上ふるさと振興部長

様々な御指摘ありがとうございました。今日の御審議は、設置計画案の御審議ということですので、今御質問いただいた事項のうち、きちんと省令の解釈に係る部分については、御指摘いただきましたので、我々のほうできちんと特別な事情に当たる、当たらないというところは、整理させていただきますけれども、この後は御意見をいただくという場になります。

今日はこの設置計画案について了承するかしないか、あるいは了承する場合に、9月に実施する際の設置認可をするので、その際までに計画上こういうところは不明だから、認可申請する時までにこういうところを整理してほしいとか、こういうことをしっかり分かるようにしてほしいというような、委員の皆様から見て御不明なところがありましたら、この後の意見交換のところですね、そういったところを御指摘いただければ、我々は今日の審議結果を申請者の方に返して、設置認可の案を出してくる時までに整理するようにお返ししますので、そういった疑問等ありましたら、この後の意見交換の方で、意見として挙げていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤会長

ただいま村上部長から補足の説明がございました。質疑については以上で打ち切ってよろしいでしょうか。まだ御質問ございましたら、お受けしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(質問なし)

○佐藤会長

それでは、ただいま部長から説明があった通り、この後は御意見等がありましたら、発言をしていただきたいと思います。御意見等があればお願いいたします。

○龍澤委員

意見としては、現在、非常に少子化が県内でも進行しておりまして、高校生の数が毎年減っている状況で、今後その入学定員を考えたときに、160人定員でそのうち日本人が80人以上ということかと思いますが、それがまず妥当であるかというところが1点。

先ほども御発言があったが、二部制とすることについて、日本人あるいは外国人が同様の形になるのかということと、実際に日本語能力がどれくらいの方が入学して、日本人と外国人が授業を受ける形になるのかと思うが、いわゆる最小限の時間数で二回転することが、果たしてどれくらいの教育効果が見込めるのかは疑問に思うところでございます。

○佐々木委員

先ほどの特別の事情にまた関連して恐縮ですけれども、補足説明資料の4ページ、当該法人が主張されている特別の事情で、定員の半数が留学生の受け入れを予定しているというところではあるが、面積基準の解釈を変えるという意味での、留学生を受け入れるというのは、特別の事情に該当するのかわいいうのは、先ほどの特別の事情の該当非該当の話ではありませんけれども、改めて、留学生の受け入れがその面積基準の解釈を変えるということに関連する事情なのかどうかというところが意見です。

○木村学事振興課総括課長

特別な事情について、留学生の影響に係る部分で解釈しておりまして、留学生だから校舎面積の特別な事情の規定に含めるという解釈はしていないところでございます。ただ、今回の事案について、特別な事情に当たるのかどうかは、様々な角度から、いただいた御意見等

も踏まえまして、再度、文科省とも相談しながら明確化し、次の認可申請の時期までに見解を精査した形で皆様にお示しできるように進めていきたいと考えているので、よろしくお願いいたします。

○佐々木委員

そうすると、補足説明資料4ページにある特別の事情の1行目の前半部分は、留学生の受け入れを、という文言については、特別の事情に当たらない、該当しないということでしょうか。

○木村学事振興課総括課長

規定においては、留学生であるからということで県として解釈はしていないものでございます。

○佐藤会長

他に御意見等ございませんでしょうか。今、2名の委員から御意見が出されましたけれども、まず龍澤委員からは教育効果がどこまであるのかといった疑問があるということも話がありましたし、特別な事情に関しては、事務局の方から説明をしていただいたところで、皆さん御理解していただけたかと思えます。

他に御意見等なければ、どのような形でまとめていくかということでございますが、本日の計画案については、了承するかどうかという内容でございますが、どのように進めたらよろしいでしょうか。龍澤委員はこの内容について、反対という御意志があるのかどうか、御確認をさせていただければと思います。

○龍澤委員

正直なところ、現時点でのこの資料だと判断がつかないというのが正直なところでございます。

○佐藤会長

ありがとうございます。今御意見が出ましたけれども、本日の審議会の取りまとめとしてどのような形にしたいかということでございますけれども、事務局からも説明があったとおり、2段階での審査ということもございます。本日の計画案については、まず了承するかどうかということで御判断いただいて、その際には、事務局からも、部長からの補足説明でもございましたとおり、次の申請までに皆様の疑問に思われた点等をしっかり法人に精査していただいて、申請の際に出していただく、という方向でよろしいのかなということもございますが、それについて皆さんどうでしょうか。

(異議なしの声)

○佐藤会長

それでは、この計画案については、現段階において、この内容に基づいて、了承する方向ということではよろしいでしょうか。特に御異議等なければ、お諮りをしたいと思います。

ろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○佐藤会長

それではお諮りいたします。議案第1号、専修学校の設置計画については、了承するというところでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○佐藤会長

御異議なしということでございます。議案第1号、専修学校の設置計画については、了承することといたします。

(4) その他

○佐藤会長

次にその他ですが、事務局から何かありますか。

○竹原主幹兼私学振興担当課長

特に用意ございません。

○佐藤会長

委員の皆様方から何かございませんか。

(発言なし)

5 閉 会

○佐藤会長

特にないようですので、以上をもちまして本日の審議会を終了いたします。御協力ありがとうございました。